

# 福祉民生常任委員会会議録

平成22年6月9日

北 見 市 議 会

午後 1時28分 開 議

○(桜田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(辻 局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○(桜田委員長) 本日は、各委員にご連絡しておりました案件に加えまして、地域医療対策室より北見市夜間急病センターについての案件1件が追加となっておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休 憩

---

午後 1時30分 再 開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、市民環境部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(三田部長) 地上デジタル化に伴う辺地共聴施設整備事業につきましてご説明させていただきます。

この事業は、2011年7月24日からの地上デジタル化に伴い、山陰などの地形的な条件によりデジタル放送の受信が困難であり、今後対策を要する地域に対し、市としても新たな補助制度を創設し、難視聴対策を推進しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長からご説明させていただきますが、冒頭から申しわけございませんけれども、資料の訂正をお願いいたします。委員会資料3ページでございます。棒グラフの下、(4)、6月補正予算に係る事業費概要という表題の表現で、6月補正予算に係るという表現が先議に触れる心配があるということなものですから、この部分を削除していただきまして、(4)、事業費概要と、このように訂正させていただきたいと思っております。申しわ

げございません。

私からは以上でございます。

○(松崎課長) それでは、地上デジタル化に伴う辺地共聴施設整備事業につきまして委員会資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料1ページをごらん願います。(1)、地上デジタル化に向けた対応についてでございますが、2011年7月24日からのテレビ放送の地上デジタル化に向け、山陰など地形的な条件によりデジタル電波の受信が困難な地域、いわゆる難視聴地域での対策が求められております。

次に、(2)、難視聴対策施設についてでございますが、地域における難視聴対策施設といたしましては、表に掲載しておりますが、市内2カ所の中継局、これは北見若葉地区、それから常呂地区にございますミニサテライトでございます。それから、地域ごとにNHKが地域と共同で設置、管理しているNHK共聴施設が10カ所、それから地域が独自に設置、管理している自主共聴施設が5カ所あり、これら施設でデジタル化に対応していない施設の改修整備が必要となっているほか、今後デジタル化に伴い新たに難視聴地域となる地域での対応が求められております。地域ごとに直接かわりのある対応施設区分といたしましては、地域ごとに共同で受信設備を利用する共聴施設方式と戸別に高性能アンテナを利用する方式、それからどうしても来年7月までに対策の見出せない地域では国のホワイトリストに登録され、衛星放送を見ていただくという3つの区分が想定されております。

次に、資料2ページをごらんください。難視聴対策を進めるため、市といたしましても難視聴世帯の負担が大きくなるよう支援するべく、資料として添付しておりますが、(3)の北見市地上デジタル放送難視聴地域共同受信施設整備事業費補助金交付要綱を新たに創設したいと考えております。その要綱の趣旨といたしましては、市は地形的な条件により地上デジタル放送が良好に受信できない難視聴

地域の解消に向け、国やNHKの支援制度を最大限活用しながら、独自の補助制度を創設し、施設整備を推進すること。次に、補助対象事業としては、難視聴地域において地上デジタル放送を共同受信するため、NHK共聴組合及び自主共聴組合が行う共同受信施設の改修、新設事業とします。戸別高性能アンテナ及び衛星放送受信設備につきましては、国、NHKからの個別補助により対応可能であるため市の補助は対象外とします。

次に、補助の内容ですが、市は共聴施設の改修整備等に係る1世帯当たりの負担を全国のNHK共聴施設改修に際しての平均的な自己負担額として、NHKが補助の算出基礎としている1世帯7,000円になるよう独自の補助を行うことといたします。

次に、補助制度の概要ですが、初めにアのNHK共聴組合に対しましては、事業費分担のイメージは図のようになりますが、NHK共聴組合でありますことからNHKの受信設備を初め主たる設備はNHKが負担しますが、民放を見るための設備改修経費が組合負担となります。この組合負担分を軽減するため、組合1世帯当たり7,000円負担していただき、残りを市が補助することといたします。

次に、イの既存の自主共聴組合の改修整備に対しましては、国から2分の1の補助が受けられるほか、NHKから別途1世帯当たり10万円の助成が受けられ、残りが組合負担となります。この組合負担を軽減するため、組合1世帯7,000円負担していただき、残りを市が補助することといたしました。

次に、資料3ページ、ウの新たな難視聴地域の自主共聴組合に対しましては、国から3分の2の補助が受けられるほか、NHKから別途1世帯当たり10万円の助成が受けられ、残りが組合負担となります。この組合負担を軽減するため、組合1世帯7,000円負担していただき、残りを市が補助することといたします。

以上が市の補助制度の概要でございますが、施行につきましては平成22年7月1日を予定させていた

だいていただいております。

続きまして、(4)、事業費概要についてでございますが、平成22年5月現在、難視聴対策施設整備の方法等は固まっているものの、組合負担となる事業費の面で未対応となっておりますNHK共聴組合、これは開成地区など4施設ございますが、これら組合に対しまして市が補助をし、施設整備を進めたいと考えております。

次に、(5)、今後の対応予定でございますが、現在未対応となっております留辺薬花園地区の既存の自主共聴施設を初め、北見の北陽地区などの新たな難視聴地域に対しまして対策方法、事業費等が確定次第順次対応してまいりたいと考えております。

資料4ページには共聴組合、それから新たな難視聴地区、中継局などを示した図面を掲載させていただいております。凡例の黄色で示しております4地区が今回整備を予定させていただいておりますNHK共聴施設でございます。

それから、5ページから9ページにかけて、別添資料といたしまして北見市地上デジタル放送難視聴地域共同受信施設整備事業費補助金交付要綱(案)を添付させていただいております。

以上でございます。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

先ほど三田部長より委員会資料3ページ、(4)、6月補正予算に係るの部分についての削除のお願いがありました。事業費概要ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

質疑のある方は発言を願います。

○(熊谷委員) この地上デジタル放送の部分でいえば、国が政策として今の地上波をとめるということになっているわけですから、本来ならばいろいろと国の責任で対応しなければならないのではないかと私は思っているのですけれども、そこで何点か伺いますけれども、1つはもう既に独自対応済みのところがありますね。ここについては、平成22年7月1日からこの辺地共聴施設整備事業を施行するとい

うことで、独自対応済みのところについてはいわゆる遡及をしないといえますか、そのようになっていとお聞きしているのですけれども、そういうことからいえば例えばNHK共聴施設の関係で、相内、美里、若松、豊実でありますけれども、それぞれその地域の対象世帯の戸数なんかによっても大分違うとは思うのですけれども、これ独自対応して1世帯大体どれぐらいの負担になっているのかと。それぞれ違うでしょうから個別のは結構ですが、例えば最大これぐらいの負担になっているというのがもしわかれば教えていただきたい。それから遡及しないというのはそういう方針なのでしょうけれども、やはり不公平感というのが出てくるのではないかと思うので、そこら辺についてはどう説明をされるのかお聞きをしておきたいと思えます。

それから、これからの対応を含めてですけれども、こういう共聴施設云々でなくて戸別の高性能アンテナですか、こういうものなんかに対応する場合については国やNHKからの個別補助により対応可能であるため対象外とするようになっていきますけれども、この場合例えば個人負担はどれぐらいかかるのかわかれば教えてください。

○(松崎課長) 熊谷委員からご質問いただきました既に対応済みとなっている共聴組合もあるのだけれども、そこに対しては市として補助を遡及しないという考え、そういったことに対して不公平感はどうなのだ、あるいはその既にやってしまったところでの1世帯当たりの負担はどの程度なのかというご質問をいただきましたけれども、確かにおっしゃるように地上デジタル化につきましては国の施策として進められている事業でございます、本来であれば国が最後まで責任を持つてという考えも当然あるかと思えます。市といたしましてもできるだけ国の補助などを利用し、また特にこのNHK共聴組合につきましてはNHKが地域の皆さんと従来から共同で設置管理しているという性格の組合でございますので、NHKが責任を持って対応するといったこ

とも伺っておりました。ただ、そういった中で既に組合の資金力といえますか、あるいは早くデジタル放送を見たいといったような意向の中で既に改修を終えている組合が4カ所ほどあると。ただ、組合として事業費の面で改修がなかなか進まないという地域からの要望等があった組合もございます。そういった中で、来年の7月に迫ったデジタル化に向けて、このまま放置しますとデジタル放送が見れない地域が出てきてしまうおそれが現実問題として考えられると。そういったことは、いろいろな意味でテレビが見れないということは防災の面、あるいは危機管理の面からも地域の方にとっては大変なことになりますので、市としてもここは一定の支援をさせていただいて、来年の7月までに何とか整備を間に合わせていきたいという考えの中で今回まだ対応となっていないところには支援をしていきたいと考えたところではあります。

それから、地域ごとにどれぐらいの事業費かということなのですけれども、このNHK共聴組合におきましては民放放送を見るための改修費としておよそ60万円ぐらいが平均的にかかると聞いております。これを世帯数で割りますと、世帯数の多いところでは当然負担は少なくなりますけれども、全体事業費として60万円、これはどこの共聴組合でも平均的にそれぐらいかかると聞いております。そういった中で、今回まだ未対応となっている部分について市として支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

戸別高性能アンテナの支援につきましては、国、NHKから支援が受けられるということで、1世帯7,000円の個人負担によって整備できるという仕組みとなっております。

以上でございます。

○(伊藤委員) 現在アナログ放送のところ、今度これに変わったら映らないというのはわかったのですが、建物が高くて、今現在は映らなくて、アナログ放送も有線でどこかにアンテナを立てておいて、

有線で引いて映して見ているという人方がいるのです。そういう人方については、そういったものは一切要らなくなってしまうわけ。もう普通に映るわけ。

○（松崎課長） いわゆる高層ビルと申しますか、ビル陰によってデジタル放送が見れなくなるという施設もございますが、アナログ放送と同様そういった地域では共同受信アンテナというものを立てまして、そこから有線で委員おっしゃるようになっているわけですね。それで、その施設自体を今後デジタル対応に改修をしなければ見れないということになっていまして、それはビルのオーナーと申しますか、管理者の責任においてそういう設備を改修するということになっておりますので、それによって来年7月までビル陰の影響を受ける地域の方に対してはそういう改修がなされ、今後見られるようになるということでございます。

○（伊藤委員） そういう設備をするときに、市からの補助はどのような形になるのでしょうか。

○（松崎課長） そういうビル陰の対策につきましては、ビルのオーナーと申しますか、原因者責任ということで対応されることになっております。ただ、ビルのオーナーに対しては、その支援が受けられるという部分はあるのですけれども、市としてはそういう部分は補助ということは考えてございません。国なりの補助でビルのオーナーが責任を持って対応するというところでございます。

○（鎌水委員） 関連の質問ですけれども、これはテレビ放送のデジタル化の対応なのですけれども、今やITの時代を迎えて、水道や電気と同様に全戸が受益しなければならぬ光ファイバーの整備について、他自治体の進めている事例もありますけれども、本市としては北見自治区の市街中心部の対応は民間の会社が設置されているから利用できるのだと伺っていますが、それ以外の未整備な地域について市の今後の対応をどうお考えになっているのかお示しいただきたいと思っております。

○（松崎課長） 鎌水委員からご質問いただきまし

た光ファイバー網の整備についてでございますけれども、これにつきましては北見自治区につきましてはNTTで中心部と申しますか、国道沿いを初め市街中心部が整備されてきていると伺っております。ただ、郊外地域におきましては、そういった整備はまだなされていないということは確かだと思います。そういった点につきまして近郊の町村におきましては、全域を国の支援なんかを受けまして整備をされているというまちなかにも確かにございますけれども、北見自治区におきましては中心市街地をNTTという企業が費用対効果を勘案しながら整備されたということで、今後郊外地域につきましても一定の需要が見込まれる地域、光ファイバーを利用して高速インターネット回線を利用したいという需要が見込まれればNTTもそこに施設整備をしていくということも伺っておりますので、市といたしましてはそういう企業努力、あるいは地域の要望、それらをあわせて対応が進むものと考えております。

以上でございます。

○（鎌水委員） 私が言いたいのは、今まさにITの時代を迎えて、地域格差は出てはならないと思っているの。今言うように電気だとか水道だとか、まさにインフラの幹線としての整備という前向きな取り組みが本市にないというのが少し寂しい話なのです。今ご答弁ちょうだいしましたから、現状そうあることはわかりました。ただ、昨年度総務省の補助金が交付されたという事例もあるものですから、これがモデルだったのか、あるいは全国レベルに展開していくという国の方針があるのか等も情報の確認という意味において本市の取り組みを今確認させていただいたところです。そんな意味で、答弁は要りません。本市も他の地域におくれないように、IT時代のインフラの整備という光ファイバーの考え方というのをもう少し積極的な取り組みをする必要があるのではないかと思うものですから、この機会ですから意見として申し述べておきます。

○（熊谷委員） もう一点だけ聞かせてください。

この共聴施設をつくるのに今回補助するわけですが、お聞きしたところこれをつくった後に今度維持していくのにもそれなりにやはり費用がかかるという話を聞いていたのですけれども、これについては特に補助の対象にはしないということで、とにかく今つくるところまではやるけれどもということで、これ例えば維持をしていくとしたらどれぐらいかかるのでしょうか。

○(松崎課長) 共聴施設を整備されて、その後維持管理をしていくに当たりましては、電気料ですとか、例えば配線をするのに電柱を設置しなければならぬという電柱の使用料ですとか、あるいは年数回の保守点検費、そういったようなものの総額といたしまして3万円から5万円ぐらいかかるとNHKからも伺っております。ですから、そういった費用につきましては、地域の共聴組合において今後賄っていただくということになるわけでございます、そのあたりも含めて組合の中で合意といたしますか、ご理解をいただいて、この組合の運営をしていただきたいといったことでお願いをしてみたいと考えております。

○(桜田委員長) ほかにご質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

---

午後 1時54分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(谷口部長) それでは、本日2件の案件について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目、施設の老朽化や利用者の増加など

による狭隘化問題などで懸案でございました北見市子ども発達支援センターきらりにつきましては、本年第1回定例議会で施設の基本設計や自主設計にかかります予算を繰越明許費で計上させていただき、施設における必要な機能を考慮しながら、施設の姿についてこれまで検討してきたところでございます。このたび基本設計レベルでのその形がおおよそ固まりまして、建設工事にかかわる今後の予算計上に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、児童扶養手当支給対象者についてでございますが、低所得の母子家庭等に支給されております児童扶養手当を父子家庭にも広げる改正児童扶養手当法が先月5月26日に可決、成立し、本年8月から支給されることとなったところでございます。

それぞれ委員会資料に基づいて担当課長より詳細説明いたさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○(赤間課長) それでは、私から1番の北見市子ども総合支援センターきらりの建設についてでございますが、お手元の資料1ページをごらんください。

まず、(1)の変遷でございますけれども、現在の子ども発達支援センターきらりの施設は、昭和51年から公営住宅の高砂団地の1階部分に東保育園と併設する形で設置されておりますが、既に築後34年がたちまして老朽化が進んでいることや、近年利用希望者が増加いたしまして施設の狭隘化が深刻となっていることから、早期の改築が必要であると判断をいたしまして、平成22年度移転改築として位置づけている事業でございます。

次に、(2)のきらりの機能でございますけれども、施設の整備に伴いまして現在も行ってございます①番の子供発達・療育支援機能、そして②番の子供発達・相談支援機能をさらに充実させるとともに、新たに③の子育て支援機能といたしまして近年発達に不安がある子供が増加している傾向にありますことから、現在行ってございますゼロ歳から2歳児の親子教室でございますつばみ教室が月2回であるこ

となどから、教室のある日以外での利用ですとか、健診後の事後観察が必要な児童、また関係者との連携により紹介のあった児童などを主体に気軽に交流できる場を提供いたしまして、そのことが早期発見、早期療育につながる機能として重要な役割を持つものでございます。利用者につきましては、20組から25組を想定してございます。また、現在中央小学校の施設で行ってございます幼児ことばの相談室も併設する計画でございます。

次に、(3)の改築移転地及び建設スケジュールでございます。①番の建設地は、旧北海道財務局北見出張所の跡地でございまして、敷地面積は2,786.21平米でございます。次に、②番の建設スケジュールでございますけれども、記載のとおり旧北海道財務局北見出張所の施設の解体工事が完了いたしまして、現在実施設計を行っているところでございます。建設工事費等の移転改築に要する経費につきましては、第2回定例会に補正予算を計上させていただき予定でございます。以下、2ページにかけまして記載のような予定でこの事業を進めたいと思っておりますけれども、新しい施設は平成23年3月に完成いたしますが、年度がわりの時期でもありますし、また引っ越し、あるいは開設の準備がございますので、平成23年度に入ってから供用を開始する計画でございます。

次に、(4)の改築内容でございますけれども、構造は木造2階建てでございます。木造化、木質化することで子供たちに優しい木のぬくもりのある施設といたします。財源といたしまして、地域の木材を使用することに対する補助金でございます森林整備加速化・林業再生事業補助金を活用いたします。以下、②番以降でございますけれども、延床面積は現在1,427.2平米で計画してございます。暖房方式は、電気パネルヒーター一部床暖房でございます。冷房方式としては、冷房エアコンを設置する計画でございます。エレベーターにつきましては、9人乗り用を計画してございます。駐車場は27台の計画で

ございます。園庭がございまして、遊具等を設置する計画となっております。

次に、資料3ページでございますけれども、各部屋の面積と使用目的を掲載させていただいてございますけれども、施設の内容につきましては次のページのA3判の平面図でご説明をさせていただきます。平面図をごらんください。図の左側が1階部分でございまして、右側が2階部分となっております。また、図面の上が夕陽ヶ丘通り側、下側は北10条通り、旧企業局側となっております。施設の配置につきましては、夕陽ヶ丘通り側は西側、図面では左になりますけれども、西側の交差点が近く、また交通量も多いことから施設は西側に寄せまして、出入口と駐車場を東側に設けまして、図面でいうと南側、これは下側でございますけれども、そこからの出入りを基本とした動線としてございます。

次に、各部屋の間取りにつきましては、先ほどの(2)で触れました機能に合わせて基本的なゾーニングをしてございます。1階部分は療育支援と相談支援のゾーンでございまして、療育相談室、保育室のほか感覚統合室、機能訓練室、水指導室等を整備いたします。2階は、幼児ことばの教室のほか子育て支援機能のゾーンといたしまして、子供の発達に不安のある親やその児童が交流できる場といたしまして、親同士の交流、子供たちが伸び伸びと動き回ることができる一定のスペースを確保してございます。また、コミュニケーションが苦手な児童も多いことから、施設の一部に本コーナーやおもちゃ広場を設けまして、子供たちが楽しく過ごすことができる環境も整備いたします。児童の発達障がい、早期の療育支援によって改善率が高まりまして、その後の成長に大きな影響がありますことから、この施設につきましては先ほどご説明いたしました3つの機能に沿った施設となるものでございます。

次に、資料5ページをごらんください。2番目の児童扶養手当支給対象者の拡大についてでございますが、児童扶養手当の父子家庭への支給対象の拡大

に係る児童扶養手当法の一部を改正する法律が平成22年5月26日に可決、成立いたしましたことから、所要の事務を進めることについてご報告をいたします。

(1)の趣旨についてでございますけれども、生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずるものでございます。

(2)の概要といたしまして、①は父子家庭への支給の点でございます。②の施行日は平成22年8月1日からございまして、請求の手續に当たりましては経過措置を講ずるものでございます。

(3)の支給要件でございますけれども、①から⑤までのいずれかに該当する子供に対しまして従来の母子家庭の支給要件と同様になってございます。

次に、(4)の手当額でございますけれども、監護、養育する子供の数や受給資格者の所得等によりまして手当が決定をいたします。

次に、(5)の受給申請についてでございますが、記載のとおり支給条件に該当している方につきましては本年11月30日までに申請をいただければ8月分から支給となります。また、本年8月1日以降11月30日までに支給要件に該当した方については、要件に該当した日の翌月分から支給がされます。なお、8月分から11月分まで支給されるのは12月となっております。

以上、子ども支援課から2点ご説明をさせていただきましたが、ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(浦西委員) 北見市子ども総合支援センターきらりの建設についてなのですが、今説明いただいた中で利用の頻度はどのぐらいかという説明で、20組から25組ほどを予定しているというお話がありました。平成20年度の資料ですけれども、平成20年度の利用実績ということではそれぞれの障がいのある方

の登録されている方が220名ほどおりました。今度のこの施設の規模というのは、一体どの程度の利用者の拡充につながるのか、その辺の想定している人数等があればお聞きしたいと思います。

○(赤間課長) 先ほど説明いたしました人数でございますけれども、これについては(2)の機能で説明いたしました③の子育て支援機能のそのエリアについての利用組数をご説明させていただきましたので、今ご指摘いただきましたとおり、全体の利用につきましては平成21年度については254名ということで、200名を超えるような利用をいただいているというのが現状でございます。今後施設の拡大に伴いまして、現在利用回数を減らしているところもございまして、それらも十分もとに戻すような形の中で検討してございます。十分保育室等、あるいは個別の相談室等も整備しておりますので、これからの利用者の増には一定程度対応できるという施設になっているかと思っております。

以上です。

○(熊谷委員) 児童扶養手当の父子家庭の問題ですけれども、非常にこれは歓迎すべき中身だと思っておりますけれども、ただその周知はどのようにされるのかということ、あくまでもこれはやはり今までと同じように申請によるものだと思うのですけれども、だからその辺ではどう周知をするかと。今までこういうもののいろいろな支給について、例えば福祉灯油だとかなんとかを含めて、いわゆる対象となる世帯については申請をしてくださいという通知をするとやっていたけれども、ただこの父子家庭の問題では、今からもう大分前になりますけれども、ひとり親家庭の医療費の問題で、あのときにも担当課にお聞きしたのですけれども、父子家庭については非常に難しいと。こちらから通知を出すと、いわゆる個人情報関係で何でわかったのだということと言われるということで、だから恐らくなかなかこちらから通知をしてとはならないのではないかと思いますので、その辺の周知をどう徹底するかというあた



りについて伺いたいと思います。

○(合田委員) この児童扶養手当の拡大についてなのですけれども、うちの党としましては母子とか父子とか関係なく所得に応じて支援して欲しいという、そういう制度になるよというをずっと主張してきましたので、それが反映して前進したことをすごくうれしいと思っている部分なのです。ここで聞きしたいのですけれども、全国的には10万人ほど対象者がいるということなのですけれども、北見市にあってはその対象者が何人いるのかという部分が1つ聞きしたいということです。

あと、もう一つは、制度の充実を望む気持ちはやまやまなのですけれども、制度があるからといって短絡的に離婚をされるということを少し耳にすることがありまして、すごく憂慮している部分があるのです。それで、離婚率というものを全国、全道、北見市という部分でもしわかっていたら教えていただきたいと。

この2点お願いいたします。

○(赤間課長) 1点目の熊谷委員からのご質問でございますけれども、周知の方法について検討を要するというようなご意見をいただきましたけれども、今のところ広報7月号にこの制度のあらまし等をお知らせするというのと、先ほど意見にもありましたけれども、対象者に案内の通知を送付したいと。6月中に案内通知をしたいと考えてございます。

2点目の合田委員のご質問でございますけれども、対象者については、現時点でございますけれども、186名程度だと思っております。

あと、もう一点ご質問いただきました北見市の離婚率の数値でございます。全国、全道、北見市の離婚率につきましては、前回お配りいたしましたこの次世代の計画書の12ページに掲載をさせていただいております。平成21年度の数値につきましても調査をしたのですけれども、国・道ともまだ公表していないということでございましたので、ご了承いただきたいと思っております。離婚率につきましては、この

冊子の数値もそうですが、人口1,000人に対する数値でございます。平成20年度は、北見市は2.37、北見市については平成21年度の数値も計算できましたので、平成21年度は2.41でございます。国については、先ほど申したとおり平成20年度の数値でございますけれども、2.25、道の数値も平成20年度の数値でございますけれども、2.72となっております。北見市は、平成18年度は2.64、平成19年度は2.79でございましたので、平成20年度が2.37、平成21年度が2.41でございますので、若干減少傾向にあるのかと考えているところでございます。

以上でございます。

○(高橋委員) 北見市子ども総合支援センターきらりの関係でお伺いしたいのですけれども、先ほど議論のありました利用者が平成21年度254名というお話でしたけれども、この図面を拝見いたしますとかなり大きな建物だという印象なのです。それで、前の福祉民生常任委員会で議論あったのかどうかかわからないものですからお聞きするのですけれども、こういう器の、あるいはいろいろな機能を持った建物を建てるということに対してこの平成21年度の利用者の数をかんがみて、あるいは新たな発達支援というのは、今なかなか境目がいろいろあって、普通の子供さんでも潜在的にいろいろなLDというものを普通の状態でも持っているといった状況に今あると私は聞いているので、そういった子育て全般にかかわって潜在的な利用人数を加味した形の中での建物の構想ということでもいいのかどうか、そういった議論があるいは内部において行われていると思うのですけれども、そういった経過についてご答弁いただければと思いますので、よろしく願いしたい思います。

○(赤間課長) 利用者については、ここ数年大きく伸びてきておりまして、200人を超えるという状況になってございます。現在の施設については、428平米というような形でやってきてございまして、なかなか個別の相談等、あるいは併行教室というの

がございまして、これは午後からなのですが、幼稚園、保育園に通っているお子さんたちが午後から見られる教室でございますけれども、3歳から5歳までの年代になりますと療育についても個別指導というのが中心となってきてございます。従来大変狭い施設でございましたので、個別指導につきましても教室を区切るのは当然でございますけれども、ホールの片隅に寄って個別指導を行う等の対応をとってきたという経緯がございますので、今後におきましては保育室が3つ、相談室、相談室については個別の療育にも使えますけれども、これも3部屋用意してございます。なおかつ3つの保育室をさらに2つに区切るというような設計にしてございますので、それらの個別指導等にも十分対応ができると思っておりますし、利用数につきましても大きく伸びてきてございますので、今後どのような利用者になるかということはその年、その年の数字になりますけれども、今までの健診で一定の不安があるという子供が半数を超えるという時代でございますので、利用者もどんどん伸びていくのかと思っております。いずれにいたしましても、広いスペースをとってございますけれども、1階部分の療育あるいは相談のゾーンにつきましてはゆったりとした療育等に対応できますし、今後の見通しとして一定の増にも十分対応できるかと思っております。

あと、2階につきましては、中央小学校から子供のことは教室が移転するということでございますので、2階については、図面では下半分でございますけれども、そういうように活用したいと思っております。それで、今お話が出ました先ほど機能として③と説明いたしました子育て支援機能ということでございまして、これは図面の2階の上側でございますけれども、これについてはただ今ご意見いただきましたように健診等でいろいろと不安のある児童等について関係機関との協議の中で対応していきたいということで、③の先ほど申しました子育て支援機能、2階の上側の機能の施設につきましては障

いの認定のある子供ではなく、一定の不安があるという子供たちについて利用をしていただいて、その中から早期発見あるいは早期療育につなげていきたいということで、認定を受けた障がい者以外の子供たちも見えるものですから、この施設を利用するに当たっての垣根が低くなるのではないかと、来やすい施設になるのではないかと考えてございます。

以上です。

○（浦西委員） 今の北見市子ども総合支援センターきらりの規模の話もそうなのですが、本当に早期発見、早期治療ということで、このきらりという施設がこれから大きな役割を担ってくれるのではないかと私は期待しています。発達障がい、特に発見するということではなかなか親御さんもどこに相談していいかわからない、あと相談することに対しての不安、そういったものを抱えており、行きやすい環境をぜひつくっていただきたいということと、あと就学前に就学審査というのでしょうか、就学前に本当に小学校に入るときになって特別支援学校なのか、普通校なのかという悩みを抱える親御さんも多数いると伺っています。そういう意味では、先進的には5歳児健診というものに力を入れているという市町村もあると聞いていますので、何がこのきらりでやるべきことなのか、その辺をしっかりと煮詰めて、そういう体制をつくっていただきたいと思えます。これは意見です。

○（谷口部長） 先ほど課長から児童扶養手当の北見市の対象者数186名とご答弁申し上げましたけれども、この186名はあくまでも住基データに基づいて対象と思われる世帯数を把握したものでございまして、例えば離婚はされていないのだけれども、世帯分離しているとかという数はこの中には含まれてございませぬ。さらに、今後所得制限もございまして、手続を進めながら最終的な対象者については絞り込まれていくという状況にありますので、ご承知をおいていただきたいと思えます。

○（合田委員） 意見なのですが、先ほどの

離婚という部分なのですけれども、やはり実際私も仕事をしていく上で留意しなければいけないと思っているのですけれども、制度があるからということで安易に離婚に入っていくという状況が実際目にしております。それで、今核家族化の中でやはり親力というものがすごく衰えていると思うのです。離婚が子供に与える影響というか、本当に近視眼的なもので判断してしまって、先々のことまで考えていない状況がすごく見受けられますので、やはりそういう親の親力というものをどこかで教育を担っていかなければいけないのではないかと考えているのですけれども、その離婚が子供に与える影響という部分をしっかり考えられるような何か教育的なものを保健福祉部に担っていただきたいと思っております。

○（高橋委員） 北見市子ども総合支援センターきらりの関係で意見とさせていただきたいのですけれども、私が質問した趣旨と少し内容が違うのです。私が言いたいのは、これだけ大きなキャパシティでそういう施設ができた。そうすると、中身、内容、これ職員の配置の数にも影響するわけですから、1日の最大の利用されるある程度の人数ぐらいは把握というか、予測を立てて、あるいはこういう状況の中でどれぐらいの方が来年利用するから、それに伴って職員だっているわけですから、建物建てればいいという話ではないですから、そこら辺のところ伝わってこないで、ぜひそこはきちんと整理をして発信するように、我々に発信できなかつたら市民に発信できません。ぜひそういうことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○（島田室長） ただいま高橋委員からご意見をいただきました。意見ということなので、答弁ではございませんけれども、十分今のご意見を把握いたしまして、説明責任を果たしていきたいと思ひます。

また、施設規模に見合った職員配置、そういったこともご質問にございました。機能を効率的、また効果的に果たせるように十分開設に向けて関係所管と協議を進めているところでございますので、ご理

解を願ひたいと思ひます。

○（桜田委員長） ほかにご質問ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

---

午後 2時24分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域医療対策室からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（五十嵐室長） それでは、私から補足説明をさせていただきますと存じます。

北見市夜間急病センターにつきましては、昨年北見市医療問題協議会から提言をいただき、市において検討を重ねてまいったところでございます。本年度は、暫定的に北見赤十字病院において業務委託をお願いしているところでございますが、同病院では勤務医が過重労働となっており、北見市夜間急病センターを継続すると医師の退職につながるの理由から早期の移転要望をしております。市といたしましても早急な対応が必要と考えており、本日は設置場所の検討経過についてご報告を申し上げ、早急に結論を見出してまいりたいと考えているところでございます。

以上で私からの補足説明は終了させていただきますが、提出いたしております資料につきましては担当主幹からご説明させていただきます。

以上でございます。

○（穴田主幹） それでは、北見市夜間急病センターについて提出しております委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

資料1ページをごらん願ひます。1の北見市医療問題協議会からの提言についてですが、1次救急体

制の空白時間を設けないことを基本に、北見市夜間急病センターの今後の方向性について昨年6月に北見市医療問題協議会から提言があり、当委員会において報告させていただいたところです。その内容につきましては、説明を省略させていただきますが、北見市医療問題協議会からの提言を受けまして、同センターの設置場所について検討を行ったところです。

(1)の設置場所の検討についてであります。検討に当たっては北見赤十字病院から同センターの早期移転要望がなされていることもあり、3つの条件を掲げました。1つ目として、北見赤十字病院との協力関係から同病院の周辺地とすること、2つ目としては開設に時間を要しないこと、3つ目は駐車場の確保ができること、これら3点を踏まえ北見赤十字病院の周辺や市所有施設の利用、市内2次医療機関への委託などを検討対象といたしました。具体的には資料2ページ、(ア)の市の所有施設といたしまして旧企業局跡の北9条分庁舎、北4条の第1、第2分庁舎、北見市保健センターを検討対象とし、次に(イ)の市内の2次医療機関への委託では北見赤十字病院以外の5カ所の2次救急病院に業務委託をすることで、市民が利用しやすい環境整備を図れるよう検討することといたしました。また、(ウ)の民間施設の検討では、北見市夜間急病センターに北見赤十字病院の医師の診療協力等と同センターの緊急時の対応から同病院の周辺地で民間施設の利用も検討の対象としたところです。

次に、2の北見市夜間急病センターの設置検討内容につきましては、市の所有施設であります北9条分庁舎、北4条の第1、第2分庁舎、北見市保健センターと市内2次救急病院への委託などについて検討を行い、それぞれのメリット、デメリット、検討結果をまとめております。まず、北9条分庁舎では、利便性が高いなどのメリットがありますが、建物が築後49年を経過しており、改修費がかさむなどや改修に時間を要するなどのデメリットもあり、最終的

には中心部に近く利便性は高いが、改修工事費がかさみ、北見市夜間急病センターの使用には不適正との結果。次に、第1分庁舎と第2分庁舎につきましては、同じく利便性は高いなどのメリットがありますが、こちらも建物が築後47年を経過しており、改修費がかさむなどや改修に時間を要するなどのデメリットもあり、最終的には中心部に近く利便性は高いが、改修工事費がかさみ、北見市夜間急病センターの使用には不適正との結果。北見市保健センターでは、平成9年度まで北見市夜間診療所があったことから改修費が安価で済むなどのメリットもありますが、恒久的な設置をするときには用途地域上から耐震化工事が必要となり、改修費がかさむなどのデメリットもありますが、必要な部分を改修し、暫定的な使用なら可能と考えてございます。次に、市内2次医療機関への委託につきましては、医療施設であるため改修工事は必要ないとのメリットはありますが、2次医療機関では慢性的に医師不足の状況にあり、医師の疲弊が増大するとのデメリットもあることから市内の2次医療機関ではこれまで以上の診療の増加への対応はできない状況から、業務委託は困難と判断したところです。

したがいまして、(3)の北見市夜間急病センターの設置検討の結果といたしましては、同センターの機能を適正に発揮していくためには新築も視野に入れ、早急に整備していく必要があることから、1つ目としては市の施設を恒久的に利用するのは難しいため北見市保健センターを暫定的に開設をし、北見赤十字病院の周辺に新築する方法、2つ目は北見赤十字病院周辺の民間施設を借用する方法の2点に絞り、今後早急に結論を見出してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(鎌水委員) ただいまの説明はわかりました。関連があるので、念のために確認させてほしいこと

があります。それは、平成9年12月24日に北見市から医師会への念書を差し入れたと。このときの背景を聞かせていただきたいのです。なぜこのようになって、こういう念書まで差し入れたのかと。これ私が思うに根拠法からいけば行政の責任で設置しなければならないということは明確にあるのだけれども、他市の直営でやっているデータを見ても直営のほうが少ない、医師会と協調し合って設置されているというのが大半であるわけですから、平成9年にどんな背景があつてこういう経過になったのか、その辺を確認しておきたいと思っています。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

---

午後 2時33分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（五十嵐室長） 北見市夜間急病診療所につきましては、以前北見医師会で設置しておりまして、昭和53年12月18日に設置をしております。その北見市と北見市夜間急病診療所のかかわりにつきましては、運営費、いわゆる赤字分につきまして補助金という形で医師会に支出していたという状況でありました。平成8年に市の行政改革というのがスタートいたしまして、実はその行政改革計画の中に北見市夜間急病診療所の存廃についての項目がのっておりまして、当時1日平均利用者が昭和54年のときは8.94人でしたが、平成8年には3.33人になっていたという事実がございます。北見市夜間急病診療所の存廃について計画にのったということでございます。当時は北見赤十字病院が夜間診療ということで患者を受け入れておりまして、お話を聞きますと夜間診療で30人ほどの患者を受け入れていたと伺ってもございます。市といたしまして行政改革の計画にのったということで医師会に提案をいたしまして、平成8年から平成9年にかけて北見市夜間急病診療所運営委員

会というのがございましたので、その中でご協議をされたということでございます。その後、市の提案といたしまして、先ほど言いましたように北見赤十字病院で30人いて3人プラスになるのであれば北見赤十字病院で夜間急病診療所ということで受け入れてもいいというお話もあり、また当時約7,700万円程度の補助金を支出していたわけですが、北見赤十字病院では国でいいます補助対象経費分、約3,700万円なのでございますけれども、3,700万円程度で委託を受けるということでの話が整ったと聞いております。その後のやりとりについては不明でございますけれども、北見市夜間急病診療所の運営委員会の中でのご意見で、今まで北見医師会が1次救急についてずっと担ってきたという意味では北見赤十字病院業務委託ありきで進んでいたことで市と医師会の間でこういう念書の交わしがあつたとも聞いてございます。

以上でございます。

○（鎌水委員） そうなれば、これ昭和53年からでしょう。それで、厚生省所管の救急医療対策事業実施要綱というのは、昭和52年7月に公布されたものでしょう。その対応で当初から当市においては医師会に委託というか、お願いをして、この体制をつくってきたということだね。その中で、平成9年に至って行政改革絡みで北見赤十字病院にお願いすることになったという経過なのですね。わかりました。その確認さえつけばいいのです。

○（熊谷委員） 2つの部分について意見を絞って早急に結論出したいということなのだけれども、なかなか大変かもしれないけれども、具体的にめどといたしますか、それはどのように考えているのですか。

○（穴田主幹） 今の熊谷委員のご質問にお答えさせていただきます。

早急な結論の具体的なめどはいつごろだというご質問でございますが、資料で出させてもらっておりますが、提言書のこの設置時期、平成22年度設置を目標と北見市医療問題協議会の提言を受けておりま

す。我々としても平成22年度内にはめどをつけたいと考えてございますし、これからもそういうような形で設置をめどとして、目標として頑張っていきたいと考えてございます。

○（浦西委員） 今の関連になるのですけれども、とりあえず仮設で北見市保健センターを暫定的に開設するという、そして北見赤十字病院の周辺に改めて新築するという考え方と民間施設借用と。その民間施設の候補地というのでしょうか、そういうのは具体的に今何点かあるのですか。

○（穴田主幹） 民間施設の候補、北見赤十字病院の周辺ということで、この辺で要は民間施設がぁいてるところ、例えばですけれども、そこの損保ジャパンのビルだとか林業会館だとか、それから道路1本隔てた向かいの富士火災のビルですか、それから北成建設だとか、それから少し下がってもとの北見タイル商会のクリエートさんだとか、こちら辺の市内のそういうぁいてる周辺の民間の施設をうまく活用できるものだったら活用していきたいと考えて、具体的にどこというふうなまだそこまではいってございません。

以上でございます。

○（高橋委員） これ平成21年6月に北見市医療問題協議会から提言を受けているということで、実質1年たつという現実があるのです。1年たつのです。そして、その間いろいろ協議をなさっていたのだけれども、ここに第1分庁舎及び第2分庁舎とあるのだけれども、そのころは理事者は庁舎の移転の関係でこの第1分庁舎、第2分庁舎に一度は仮庁舎、仮庁舎と言わないけれども、庁舎ということも最終的には掲げてきていたのです。これダブって検討したという話になってくるのですか。

それと、今平成22年をめどというお話でしたけれども、北見市夜間急病センター設置のこの検討結果、早急に言っているのです。早急にとうたっているのです。平成22年めどなんてうたっていないです。一日も早くやるということでしょう、早急にというの

は。そこのとらえ方が少し何か違うのではないかと思いますので、熊谷委員の質問ですけれども、いま一度答弁をお願いしたいと思いますし、総体的に北見市夜間急病センターというのは考えていかないと。そして何のためにそういう医療問題とかいろいろあるかといったら、医療を考えようという話ですから、私は正直言って北見赤十字病院の中に将来的にはどうか、改築にあわせて本来あるのが自然な形だと思っているのです。そのほうが市民の医療に対する安全・安心を含めて、そのために北見赤十字病院があるのではないですかという思いがあるのです。なぜそういうことの検討結果の項目がないのか。検討されたのか。やはり現実に無理なのか。この辺のところはどうなのでしょう。お伺いしたいと思います。

○（五十嵐室長） 確かに昨年北見市医療問題協議会から提言ありまして、もう1年もたっているということで、この間いろいろ検討を行っていたのですが、実際に早くできなかったということは我々も反省しているところでございます。ただ、第1、第2分庁舎の庁舎の仮庁舎と重なっておりますけれども、それは庁舎を管理している総務課とも協議はさせていただきながら進んでおりますけれども、結果としてはそこに書いてありましており恒久的には無理だということで判断させていただいたということでございます。

また、北見赤十字病院の中に1次救急から3次救急まで一緒にあったほうが市民の方は安心して病院に行けるのではないかというお考えだと思いますが、他市の状況を見ましても市立病院があっても外に出しているという状況もございまして、やはり夜間の診療というのは、当直体制ですけれども、そこにいる勤務医の疲弊につながるということもございまして。北見赤十字病院からのお話ですと、平成20年3月31日に内科医が全員退職したのですけれども、その退職の一因はやはり当直回数多さにあったとも聞いてございます。そういった意味で、北見赤十字病院からもできる限り外に出していただきたいと要望が

来ているところでございます。市といたしましては、地域の医療をどう守っていくかというのがやはり最大の課題だと思います。確かに1次救急があって、もしかしたら2次であればすぐその場で2次に行ける、あるいは3次に行けるというシステムはやはりいいとは思いますが、それをやる病院として医師の退職につながる、少し前に言われておりますけれども、医療の崩壊につながると言ったら変ですけれども、ほかの都市では大数がやめてそういう病院もやめざるを得なかったというところもありますので、やはり我々としては医療としては維持していく、今のを維持していくためにはそういう夜間急病センター、言うなれば当直回数をできるだけ少なくして、高次医療の病院を保っていただくというようにも考えてございます。

結論の話、平成22年度中ということで提言をいただいておりますけれども、先ほど申し上げましたように北見赤十字病院からは早期移転をお願いしたいというご要望も出ておりますので、今後早急に結論を見出して、議会と相談させていただきながら、できれば9月の定例会には具体的なものを提案させていただきたいとも考えてございます。

以上でございます。

○(高橋委員) 答弁ありましたけれども、私が言っているのは、北見赤十字病院に持っていけというのは北見赤十字病院がすべてまた同じように運営しろという話ではないのです。それは、医師会と役割分担をきちんと決めればいいではないですか。ほかのまちだってそうやってやっているところはいっぱいあります。運営は医師会がやるとか。そういう方法もあるのではないかということを質問したわけでございますので、よろしくをお願いします。

○(五十嵐室長) 失礼いたしました。この提言書によりますと、第三セクター組織と実は書いてございます。北見市医療問題協議会におきましては、括弧書きと言ったら変ですけれども、北見市と医師会などの機関との第三セクターともなっております。

ので、双方協力した形での第三セクターの組織ということになるのかと思っております。ただ、第三セクターを組織するためにはどのぐらい時間がかかるかというのも少し不明なこともありますので、すぐそこにいけるかどうかははっきり申し上げられませんが、時間はかかるとは思いますけれども、目標的にはそういう医師会が入った第三セクターでの運営ということを我々は目指していきたいと思っております。

また、今回提案している中身でございますけれども、北見赤十字病院の周辺にそういう施設をということで今探っております、例えば北見赤十字病院の中に併設できるかという医療法の問題がございます。一般的には夜間急病センター、診療所ですけれども、1つの診療所、それから北見赤十字病院という1つの病院、その病院と診療所をお互いに同じ建物の中で行き来することは医療法ではできないことになっております。必ず壁で一つ一つ行けないような、同じ建物にあったとしても行き来できないような状態にしなければならないということもございますので、そういった意味では併設になるのか、あるいは別棟でも北見赤十字病院のすぐそばに置いて、短時間で2次に行けるとか3次に行けるような状況にということでこれから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○(桜田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で地域医療対策室からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

---

午後 2時49分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2時50分 閉 議

---